

豊川市監査公表第19号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年6月4日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	富 田 潤

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（福祉部福祉課）

監査実施期間 平成28年 8月 8日から
平成28年11月16日まで

豊川市監査公表第7号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 社会福祉法人アパティア福祉会始め5団体とそれぞれ同一金額で1者随意契約をしている相談支援事業委託について、1者随意契約とした理由及び契約金額の算定根拠が不明確であるため、契約の見直しを検討されたい。</p>	<p>① 1者随意契約とした理由について、豊川市公共工事等随意契約運用基準第2号、豊川市の取り扱い【物品買入・業務委託等契約関係】2(1)を適用しています。</p> <p>② 契約金額の算定根拠が不明確であったので、先進地の調査結果を参考にし、明確にして適用しています。</p> <p>③ 契約の見直しについては、試行的にプロポーサル方式を取り入れました。今後は競争原理を取り入れた方法を検討していきます。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年5月31日現在のものである。